

第63号議案

芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市男女共同参画センターの移転に伴い、施設の位置を改めるとともに、使用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成24年芦屋市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下、改正前の欄にあつては、「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
(位置) 第2条 男女共同参画センターは、芦屋市 <u>精道町8番20号</u> に置く。						(位置) 第2条 男女共同参画センターは、芦屋市 <u>公光町5番8号</u> に置く。					
別表(第10条関係) 施設使用料金表						別表(第10条関係) 施設使用料金表					
室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金(円)			室名	広さ	収容人員	施設使用料金		
			午前9時30分 ～正午	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時				午前9時30分 ～正午	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時
小会議室	<u>19</u>	<u>12</u>	<u>500</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	セミナー室	<u>46m²</u>	<u>28人(48人)</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>
大会議室1	<u>62</u>	<u>45(66)</u>	<u>1,600</u>	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>	備考 (略)					
大会議室2	<u>50</u>	<u>30(54)</u>	<u>1,300</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>						
備考 (略)											

附 則

この条例は、平成31年1月19日から施行する。

参 照

芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市男女共同参画センターの移転に伴い、施設の位置を改めるとともに、使用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 施設の位置（第2条関係）

男女共同参画センターの位置を芦屋市精道町8番20号（現行は芦屋市公光町5番8号）とする。

(2) 施設使用料（別表関係）

男女共同参画センターの施設使用料を次のように改正する。

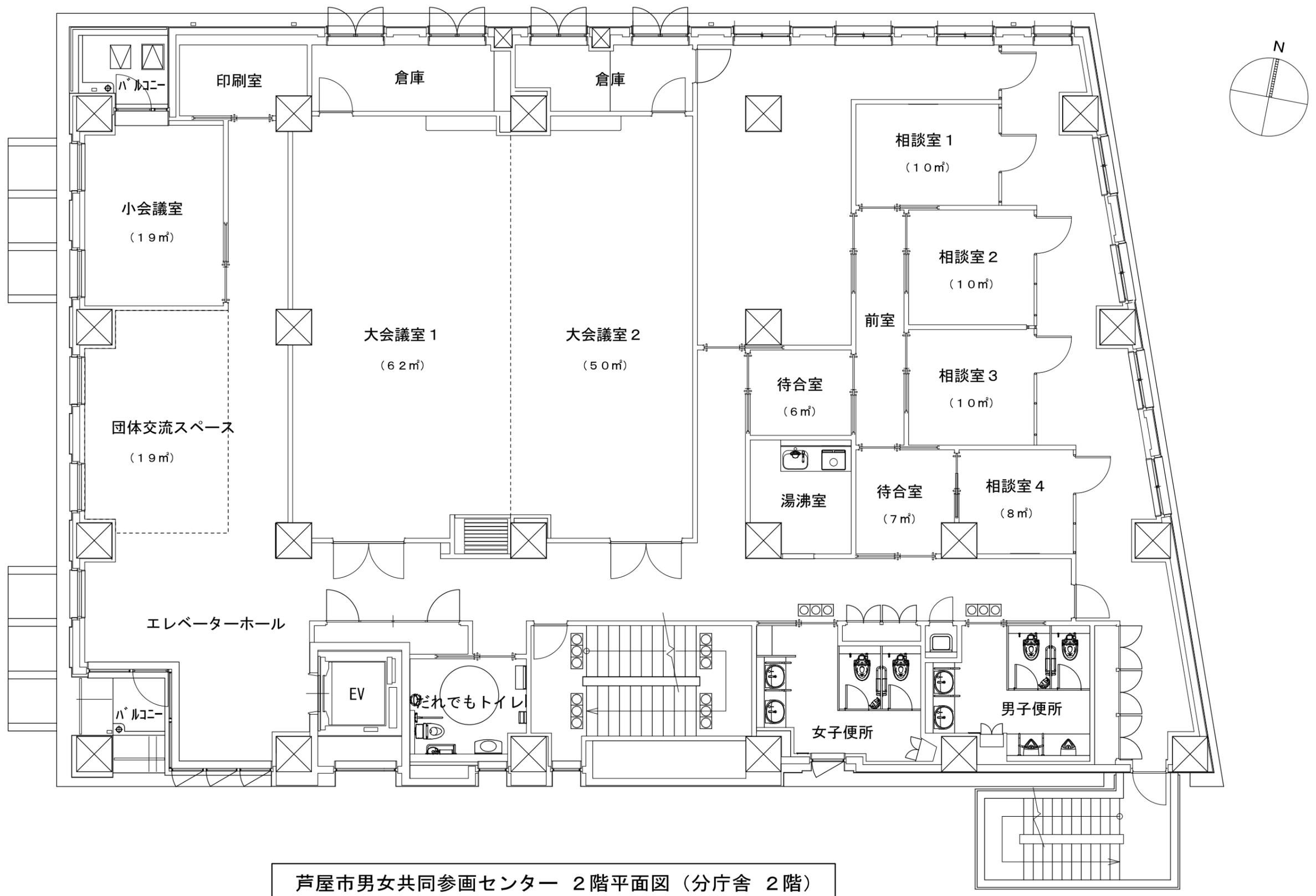
	室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金（円）		
				午前9時30分～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時
現行	セミナー室	46	28（48）	1,200	1,000	1,000
改正案	小会議室	19	12	500	400	400
	大会議室1	62	45（66）	1,600	1,300	1,300
	大会議室2	50	30（54）	1,300	1,100	1,100

3 施行期日

平成31年1月19日



芦屋市男女共同参画センター 1階平面図（分庁舎 1階）



芦屋市男女共同参画センター 2階平面図 (分庁舎 2階)